

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名	(施策20) 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上		担当部局名	自治行政局 行政体制整備室																																																																																																	
<p>施策の概要</p> <p>住民に対する説明責任の確保、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立など、行政運営の質の向上を図るためには、各地方公共団体において効果的・効率的に行政評価を活用することが重要である。</p> <p>また、地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上のためには、情報公開条例(要綱を含む。以下同じ。)に基づく情報公開、行政手続条例(要綱を含む。以下同じ。)による行政手続の透明性の確保が必要である。</p> <p>このため、各地方公共団体における行政評価の導入率、情報公開条例及び行政手続条例の制定率を主な指標として設定する。</p>																																																																																																					
<p>主な指標の状況</p>	<p>主な指標等</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年7月</th> <th>平成16年7月</th> <th>平成18年1月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>46団体(97.9%)</td> <td>46団体(97.9%)</td> <td>46団体(97.9%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>13団体(100%)</td> <td>13団体(100%)</td> <td>14団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>406団体(12.7%)</td> <td>514団体(16.5%)</td> <td>539団体(26.2%)</td> </tr> <tr> <td>※団体数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 都道府県</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> </tr> <tr> <td> 政令指定都市</td> <td>13団体</td> <td>13団体</td> <td>14団体</td> </tr> <tr> <td> 市区町村</td> <td>3,194団体</td> <td>3,109団体</td> <td>2,061団体</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年4月</th> <th>平成16年4月</th> <th>平成17年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>13団体(100%)</td> <td>13団体(100%)</td> <td>14団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,877団体(89.9%)</td> <td>2,890団体(92.9%)</td> <td>2,319団体(96.5%)</td> </tr> <tr> <td>※団体数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 都道府県</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> </tr> <tr> <td> 政令指定都市</td> <td>13団体</td> <td>13団体</td> <td>14団体</td> </tr> <tr> <td> 市区町村</td> <td>3,200団体</td> <td>3,142団体</td> <td>2,404団体</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年3月</th> <th>平成16年3月</th> <th>平成17年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>12団体(100%)</td> <td>13団体(100%)</td> <td>13団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,203団体(99.4%)</td> <td>3,126団体(99.5%)</td> <td>2,516団体(99.4%)</td> </tr> <tr> <td>※団体数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 都道府県</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> </tr> <tr> <td> 政令指定都市</td> <td>12団体</td> <td>13団体</td> <td>13団体</td> </tr> <tr> <td> 市区町村</td> <td>3,223団体</td> <td>3,142団体</td> <td>2,531団体</td> </tr> </tbody> </table>			平成15年7月	平成16年7月	平成18年1月	都道府県	46団体(97.9%)	46団体(97.9%)	46団体(97.9%)	政令指定都市	13団体(100%)	13団体(100%)	14団体(100%)	市区町村	406団体(12.7%)	514団体(16.5%)	539団体(26.2%)	※団体数				都道府県	47団体	47団体	47団体	政令指定都市	13団体	13団体	14団体	市区町村	3,194団体	3,109団体	2,061団体		平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	政令指定都市	13団体(100%)	13団体(100%)	14団体(100%)	市区町村	2,877団体(89.9%)	2,890団体(92.9%)	2,319団体(96.5%)	※団体数				都道府県	47団体	47団体	47団体	政令指定都市	13団体	13団体	14団体	市区町村	3,200団体	3,142団体	2,404団体		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	政令指定都市	12団体(100%)	13団体(100%)	13団体(100%)	市区町村	3,203団体(99.4%)	3,126団体(99.5%)	2,516団体(99.4%)	※団体数				都道府県	47団体	47団体	47団体	政令指定都市	12団体	13団体	13団体	市区町村	3,223団体	3,142団体	2,531団体
	平成15年7月	平成16年7月	平成18年1月																																																																																																		
都道府県	46団体(97.9%)	46団体(97.9%)	46団体(97.9%)																																																																																																		
政令指定都市	13団体(100%)	13団体(100%)	14団体(100%)																																																																																																		
市区町村	406団体(12.7%)	514団体(16.5%)	539団体(26.2%)																																																																																																		
※団体数																																																																																																					
都道府県	47団体	47団体	47団体																																																																																																		
政令指定都市	13団体	13団体	14団体																																																																																																		
市区町村	3,194団体	3,109団体	2,061団体																																																																																																		
	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月																																																																																																		
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																																																																																		
政令指定都市	13団体(100%)	13団体(100%)	14団体(100%)																																																																																																		
市区町村	2,877団体(89.9%)	2,890団体(92.9%)	2,319団体(96.5%)																																																																																																		
※団体数																																																																																																					
都道府県	47団体	47団体	47団体																																																																																																		
政令指定都市	13団体	13団体	14団体																																																																																																		
市区町村	3,200団体	3,142団体	2,404団体																																																																																																		
	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月																																																																																																		
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																																																																																		
政令指定都市	12団体(100%)	13団体(100%)	13団体(100%)																																																																																																		
市区町村	3,203団体(99.4%)	3,126団体(99.5%)	2,516団体(99.4%)																																																																																																		
※団体数																																																																																																					
都道府県	47団体	47団体	47団体																																																																																																		
政令指定都市	12団体	13団体	13団体																																																																																																		
市区町村	3,223団体	3,142団体	2,531団体																																																																																																		
<p>予算執行を主とするもの</p>	該当なし																																																																																																				
<p>制度の企画・運用を主とするもの</p>	該当なし																																																																																																				
<p>施策の主な実施手段の状況</p>	<p>項目</p>	<p>概要</p>																																																																																																			
<p>情報提供等を主とするもの、その他</p>	<p>行政評価導入の促進</p>	<p>各地方公共団体の取組状況の調査、調査結果の公表</p>																																																																																																			
		<p>地方公共団体の行革事例をまとめて作成した「地方行革事例集」の中で、行政評価に係る代表的な取組を公表</p>																																																																																																			
	<p>条例制定の促進</p>	<p>各地方公共団体の取組状況の調査、調査結果の公表</p>																																																																																																			
		<p>各種会議や通知等における地方公共団体に対する必要な助言及び情報提供(報道発表、ホームページ掲載等を含む。)</p>																																																																																																			
	<p>(業務改善への取組状況)</p> <p>各地方公共団体における行政評価の取組状況について、評価の対象や評価結果の公表状況等を含めて調査し、情報提供(報道発表、ホームページ掲載等を含む。)を行うことにより、未だ導入していない地方公共団体に対して導入を促した。</p> <p>さらに、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務事務次官通知)により、事務・事業の再編・整理等を行うよう助言しているところである。</p>																																																																																																				
	<p>情報公開条例及び行政手続条例の制定状況を調査し、情報提供(報道発表、ホームページ掲載等を含む。)を行うとともに、各種会議や通知等において必要な助言を行うことにより、未だ条例を制定していない地方公共団体に対して制定を促した。</p> <p>また、行政手続条例の制定に関しては、「行政手続法の一部を改正する法律」(平成17年法律第73号)の規定を踏まえ、意見公募手続等の導入と併せ、条例の制定を促しているところである。</p>																																																																																																				

『平成18年度施策実施状況調書』

本施策に関する 課題等の状況	(課題等の状況) 行政評価の導入については、着実なる進捗が見られるものの、特に市区町村における導入状況が低調であることから、引き続き情報提供を行うとともに、「新地方行革指針」に基づき、必要な助言を行っていく必要がある。	予	制	事
	情報公開条例及び行政手続条例の制定の促進については、今後も引き続き必要な助言及び情報提供を行うことにより、条例の制定を促していくことが必要である。 また、行政手続条例については、「行政手続法の一部を改正する法律」の規定に基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募手続等の導入を促していくことが必要である。	予	制	事
本施策に関する 専門家の意見等	「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」において、地方公共団体の透明性の確保と説明責任、地方自治体における行政評価について検討していただいた。			
本施策に関する 主な資料	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における行政評価の取組状況 http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060407_5.pdf ・情報公開条例(要綱等)の制定状況調査の結果 http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050729_3.html ・地方公共団体における行政手続条例等の制定状況 http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060213_1.html ・分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会 http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/050415.html 			